

令和7年11月定例会 総務委員会（付託）

令和7年12月9日（火）

〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	立川	了大
委員	庄野	昌彦
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔生活環境部〕

部長	飯田	博司
交通・生活安全担当部長	佐藤	美奈子
副部長	吉成	浩二
次長（人材確保担当）	福岡	克己
次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築	謙治
生活環境政策課長	島	智子
県民ふれあい課長	岩田	美穂
労働雇用政策課長	井口	貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部	玲子
多文化共生・人権課長	山田	寛之
交通政策課長	橋本	貴弘
消費者政策課長	城福	隆志
安全衛生課長	中村	卓史
動物愛護管理センター所長	山本	晃久
サステナブル社会推進課長	松本	進一
環境指導課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

保健製薬環境センター所長 相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長 坂東 淳

事務局次長 秋山 孝人

事務局審査調整課長 中山 貴晶

生活環境部

【報告事項】

○ 徳島県日本語教育の推進に関する基本方針（案）について（資料1、資料2）

労働委員会

【報告事項】

なし

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時46分）

これより生活環境部・労働委員会関係の調査を行います。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

飯田生活環境部長

この際、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

徳島県日本語教育の推進に関する基本方針（案）でございます。

9月定例会におきまして基本方針素案について御報告させていただいた後、去る10月8日から11月7日においてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、外国人が円滑に生活、就労するためには、日本語教育の推進は不可欠であり、基本方針の策定は喫緊の課題に対応したものである。また、策定後も定期的に意見を聞く機会を設け、日々変化する社会に対応した方針であってほしいといった20件の貴重な御意見を頂いたところでございます。

また並行いたしまして、日本語教育に関係する機関へのヒアリングも実施した上で、先月20日に、有識者や在住外国人、外国人を雇用する事業者などで構成いたします日本語教育総合調整会議を改めて開催し、パブリックコメント等で寄せられた御意見の反映について検討を行い、この度、基本方針の成案として取りまとめたものでございます。

今定例会で御論議いただいた上で年内にも本基本方針を策定いたしまして、施策・事業の一層の推進を図るとともに、県民や事業者、また市町村や地域国際交流団体などの関係機関に対し、広く周知広報を行ってまいりたいと考えております。

なお、基本方針案の詳細につきましては、資料2を御覧ください。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

本委員会における報告事項はございません。
どうぞよろしくお願いいたします。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

先ほど報告があった日本語教育の推進に関する基本方針の案について何点か質問いたします。
まず、部長の報告ではパブリックコメントの結果、20件の意見が寄せられたとのことですが、どのような内容の意見があったのか、寄せられた意見について基本方針案にどのように反映したのか、もう少し詳しく教えてください。

山田多文化共生・人権課長

日本語教育の推進に関する基本方針のパブリックコメントでの御意見と、基本方針案への反映につきまして御質問を頂きました。
パブリックコメントでは、日本語教育に携わる人材の育成、外国人児童生徒に対する日本語教育の支援、地域で実施されます日本語教育へのサポート、あるいは生活上のマナーやルールを組み込んだ教材の作成など、様々な観点から御意見を頂きました。
こういった御意見を踏まえまして素案では、第3章、日本語教育の方向性部分に、成人を対象とした日本語教育のみを記載しておりましたが、本日お示ししております方針案には、児童生徒に向けた日本語教育に関する記載を追加しております。
また、学習する外国人の日本語教育の習熟度を可視化するために、国際的な基準の周知と普及に関する記載を追加しております。
このほか、用語や言葉の定義につきましても御意見を頂きましたことから、基本方針素案全体を見直しまして推敲の上で、この度の案に反映しております。

福山博史委員

次に、今回の基本方針は年内にも策定するとのことではありますが、盛り込まれた施策をしっかりと具現化していく必要があります。
全部を一度にというわけにはいかないと思いますが、できることから着実に取組を進めていくことが重要であり、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

山田多文化共生・人権課長

日本語教育への取組についての御質問でございます。

日本語教育の推進に関する施策につきましては基本方針の第4章に記載しており、市町村などの関係機関と連携して取り組むものや一定の予算が必要なもの、あるいは直ちに取組が可能なものでございます。

このうち、直ちに取り組むものとしたしましては、去る11月28日、徳島新聞に記事が掲載されておりましたが、日本語教室のない、いわゆる空白地が県内に現在11市町村ありますので、これらの地域をカバーするため、日時や場所を気にせず日本語学習に取り組めるデジタル教材の周知や普及に取り組んでまいります。

また、日本語教室の実情を把握し、市町村や地域の国際交流団体に向けて教室運営に関するアドバイスを行う地域日本語教育コーディネーターの活動促進、日本語教室において日本語教育に携わる人材の育成を図る日本語支援ボランティア養成講座の開催という事業を通じまして、地域の日本語教室の開催を支援してまいります。

今後、早期の施策の実施に向けまして予算の確保に努めるとともに、市町村や地域の国際交流団体など関係機関との更なる連携強化を図りまして、在留外国人に向けた日本語教育の推進に取り組んでまいります。

福山博史委員

しっかりと取組を進めていただきたいと思います。

また、基本方針に沿って日本語教育を進めていくためには、市町村や地域の国際交流団体、さらには外国人を雇用する事業者など、関係者に十分に理解していただき、自らも主体的に取組を進めていただくことが重要と考えます。

今後、どのように周知啓発を図っていくのか教えてください。

山田多文化共生・人権課長

基本方針の周知と啓発に関する御質問を頂きました。

基本方針に沿って本県における日本語教育を効果的、効率的に進めていくためには、基本方針の内容を、関係機関をはじめ広く周知いたしまして、理解を深めていただく必要があります。

そのため、県のホームページやSNSへの掲載のほか、市町村や法務局、労働局など国の出先機関、地域の国際交流団体、在留外国人コミュニティなどへの訪問や、メールを通じての周知を図ってまいります。

また、外国人を雇用する、あるいは今後雇用しようとする企業に向けましては、経済団体を通じまして基本方針を周知してまいります。

年内には、県、県国際交流協会、市町村、地域の日本語教室によります日本語教室現状報告・情報交換会議の開催を予定しており、この場におきましても基本方針について説明するようにしております。

今後も様々な機会を捉えまして、あらゆる分野に向けて基本方針の周知を図るとともに、各機関における在留外国人に向けた日本語教育への理解の推進と取組の充実強化につなげていただけるよう、積極的に取り組んでまいります。

福山博史委員

国が今年10月10日に公表した今年6月末時点での県内の在留外国人数は9,190人であり、1年前に比べて約10%増加しており、人口減少や労働力不足が進む中、今後ますます増加すると思われます。

こうした中で、去る11月27日には、国において外国人政策の課題を議論する有識者会議が開催され、出入国や在留管理など様々な分野で意見が交わされるなど、外国人政策の在り方について検討が進められています。

さきの本会議で、我が会派の井村議員も質問の中で触れていましたが、在留外国人の皆さんに本県で就業し、法律や社会のルールを守りながら、地域と交流、共生して活躍していただくためには、コミュニケーションに不可欠な日本語を学ぶ機会を充実させ、しっかりと習得してもらうことが非常に重要です。

今後も、県が主体的な役割を果たしながら、市町村や国際交流団体、経済団体などの関係機関と十分に連携し、基本方針に沿った日本語教育を推進していくことを要望して、この質問を終わります。

もう1点、犯罪被害者に対する支援について質問いたします。

最近、新聞やテレビで犯罪被害者の御遺族による講演会が開催されたとの報道を目にしました。

調べてみますと、毎年11月25日から12月1日は犯罪被害者週間であり、本県でも期間中、様々な啓発事業が実施されたとのことでした。

事件や事故の被害者、またその御遺族は、日常生活からある日突然、犯罪被害者となり、犯罪そのものによる直接的な被害だけではなく、被害後の心身の不調、経済的な負担など、犯罪被害をきっかけとした様々な困難に苦しめられるとのことであり、被害を受けた上で経済的な負担まで背負うのは随分理不尽だと感じた次第です。

国においては犯罪被害給付制度がありますが、支給まで時間が掛かると聞きました。

そこでお伺いしますが、県では被害直後に生じる様々な経済的負担をカバーするための支援制度はあるのでしょうか。

城福消費者政策課長

福山委員から、犯罪被害者に対する支援について御質問を頂いております。

本県では、令和2年に制定されました徳島県犯罪被害者等支援条例に基づきまして、県警察や市町村をはじめとする関係機関と連携いたしまして、犯罪被害者やその御遺族に対する支援を行っております。

委員御質問の犯罪被害者やその御遺族に対する経済的支援でございますが、県では令和3年に徳島県犯罪被害遺児等未来応援金制度を設けておりまして、18歳未満の犯罪被害遺児等一人につき年額12万円の応援金を給付することとしております。

一方、犯罪被害者やその御遺族の被害直後の経済的負担に対する見舞金につきましては、県では現状、制度がない状況でございます。

福山博史委員

犯罪被害者やその御遺族に対する見舞金については、現状、制度がないとのことですが、四国各県における見舞金制度の状況はどのようになっているのでしょうか。

城福消費者政策課長

見舞金制度についての四国各県の状況でございますが、香川県及び愛媛県においては見舞金、高知県においては補助金の制度を設けているとのことでございます。

また、全国的な状況につきましては、警察庁の資料によりますと、令和6年4月1日時点で21都県が何らかの見舞金制度を設けている状況でございます。

本県におきましても、犯罪被害者等支援審議会の委員から見舞金制度の創設を求める声がございます、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

福山博史委員

犯罪等による被害は、いつどこで私たちの身の回りに降り掛かってくるか分からず、県民の誰もが犯罪被害者となり得ることから、県全体で寄り添い支え合うことが必要と考えます。

四国の他の3県が見舞金や補助金の制度を設け、被害直後の経済的負担に対する支援を行っている中で、本県においても犯罪被害者やその御遺族をしっかりと支えられるよう、見舞金制度の創設について前向きな検討をお願いして、質問を終わります。

古野司委員長

午食のため休憩いたします。（11時59分）

古野司委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

質疑をどうぞ。

庄野昌彦委員

2016年10月に徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を策定いたしまして、県もずっと様々な地球温暖化防止対策の取組を進めており、2021年には徳島県版・脱炭素ロードマップを作成して、温室効果ガス排出量50%削減、自然エネルギー電力自給率50%を超えるという目標も出して取り組んできています。

私もずっと環境問題、地球温暖化防止対策に関する課題について本会議でも質問してまいりましたがけれども、昨今の地球温暖化といいますか、海水温にしても、気候にしても、年々、地球温暖化が進んできているというのが、いろんな方の共通の実感だろうと思います。

そういう中で、県の取組の一つとして平成27年、2015年に策定いたしました徳島県水素グリッド構想、これが燃料電池自動車の普及促進に向けてということで、パソコンを見てみまして、平成27年6月定例会の環境対策特別委員会の事前委員会の資料を打ち出してみたのですが、これがちょうど10年前です。2015年の10月ですから10年前に策定したのですが、これを見ると、燃料電池自動車とか、水素ステーションの普及目標とか、少し紹介しますと、2025年に徳島県で、燃料電池自動車が1,700台、燃料電池バスが10台導入ということになっています。実績はまた後で言ってほしいのですが、多分、大

分達成できていないと思います。

水素ステーション整備の目標にしても、県の東部とか、東部、南部、西部に分けて、2025年には合計で6か所造りたいと書かれています。

そして、水素ステーションの利点として、南海トラフ巨大地震とかがあった場合に災害時の非常用電源として活用できるということで、西部、南部、東部で造られているのですけれども、現状を見てみますと、なかなかできていない気がいたします。

私も、つい先日ですけれども、県庁の中をとおったら、前は県庁の中に水素ステーションがございました。その水素ステーションができた時に、県庁の玄関前で開所式をしたのですけれども、僕も参加しました。岡本議員も参加されていて、MIRAIというトヨタ車に乗せてもらった覚えがあって、県庁の屋上の太陽光パネルでつくられる電力で水素を発生させて、それを県庁内の公用車とかに入れていくという、非常に自然由来のエネルギーを使った水素を発生させて、それで公用車を走らせるという、非常に良いのですけれども、現在、あのステーションが無くなっております。どうしたんだろう、なぜ県庁内のステーションが無くなってしまったんだろうと少し心配しておりましたので、現状を教えてくださいたいと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、県庁の水素ステーションの状況につきまして御質問を頂きました。

万代庁舎の正面玄関前に設置しておりました水素ステーションにつきましては、平成28年3月に環境省の補助金を活用して整備いたしました小型の実証施設という位置付けで、これまで県公用車への水素充填に利用するとともに、県民の皆様に水素という次世代のエネルギーに触れていただく体験スペースとして、本県の水素事業の普及啓発を図る上で大きく貢献してまいりました。

ただ、本施設は耐用年数が8年でございます、令和6年3月に耐用年数を迎えましたことから、製造事業者、また国に対しまして、耐用年数を超えて継続して使用できないか調整もしたのでございますけれども、修繕対応ができないと、ひいては安全性の担保もできないというお答えを頂きまして運用停止せざるを得ず、この度撤去に至ったものでございます。

昨年度から撤去に向けて取り組んでおりましたが、昨年度に実施いたしました設計業務におきまして、やはり水素ガス製造設備という特殊性、また万代庁舎に設置していることから、撤去後の原状復帰方法につきまして、庁舎管理との調整などに時間を要しまして撤去工事が本年度に繰越しになるとともに、その後の入札不調も重なり、本年9月に事業者が決定したところでございまして、12月15日までの工期の中で工事を進めているところであり、現在のところ、現場での作業がほぼ完了したという状況でございます。

庄野昌彦委員

県庁内の水素ステーションが無くなることで私が心配するのは、今まで水素ステーションを県内の西部とか、南部とか、東部に造って、この計画を見ると2025年までに6か所、でも県庁のが無くなると、かなり少なくなります。北島の東亜合成株式会社のところとか、現時点の水素ステーションの数をおっしゃっていただきたいのですけれども、10年前の目

標は、2025年に燃料電池自動車、水素自動車が1,700台、バスが10台ということだったのですけれども、現状はどのようになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、県内の水素ステーションの状況につきまして御質問を頂きました。

先ほどお話がありました徳島県水素グリッド構想、また県版の脱炭素ロードマップにおきましては、水素の普及拡大に向けて、委員おっしゃいますとおり、2025年度に水素ステーションが6か所、燃料電池バス10台、そして燃料電池自動車が1,700台という目標を掲げておりました。

また、2030年度に向けましても、水素ステーション11か所、燃料電池バスを20台、燃料電池自動車を3,600台という目標を掲げていたところでございますが、現在の県内の状況としましては、水素ステーションが県内3か所、燃料電池バスにつきましては2台、燃料電池自動車につきまして約60台という状況でございます。

なお、この数値につきましては当初、国が掲げる目標の、2030年度、水素ステーション1,000か所、燃料電池バス1,200台、FCV80万台という目標に基づきまして設定したものでございまして、全国的な普及状況といたしましても、現時点では水素ステーションは約160か所、燃料電池バスが約130台、燃料電池自動車は約8,700台にとどまっているところでございます。

なかなか水素価格、水素ステーション・モビリティ導入、運営に対するコストが下がり切っていないところが要因となっております、水素の普及拡大はこれからという状況かと考えております。

庄野昌彦委員

実績をお聞きすると、全国的にもなかなか水素ステーション、それから水素自動車の普及が進んでいない現状があつて、非常に、国の方針や予算的なもの、それから各自動車会社の経営方針等々もあろうかと思ひますけれども、水素の活用が打ち出された時は、水素自動車は走っても水しか出さない非常にクリーンな乗り物であつて、これを積極的に活用していくことによって環境も良好な影響を受ける、それから温暖化対策にも寄与するというので、かなり力強く発進した事業であつたように思ひます。

この水素グリッド構想が昨年の3月に脱炭素関連の計画を統合して、徳島県GX推進計画に改正されました。

だから、いろんな施策の中の一つみたいに捉えられて、全体は進んでいるのだけれども、この部分についてはなかなか進んでいないという気がします。

私は、県庁の水素ステーションが無くなった時に、水素はかなり力を入れてやってきたのだけれど、ひょっとしたら大きく後ろ向きになっているのかなという気がしましたので、今日質問させてもらったのですけれども、そうではないのでしょうか。

水素は、水素グリッド構想で打ち出したとおりの国の大きな方針として進めるべきだと思ひているし、徳島県としても、その方向に向いて水素ステーションや燃料電池自動車をこれからどんどん右肩上がりにしていくという気概でこれからもやっけていこうとしている

のか、お聞きします。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、今後の水素の取組の方向性につきまして御質問を頂きました。

水素エネルギーにつきましては、究極のクリーンエネルギーと呼ばれていることもございまして、先ほど庄野委員もおっしゃったように、あわせて、多様なエネルギー源の確保は災害時にも非常に有効であると認識しておりまして、しっかり水素エネルギーの導入拡大に取り組んでいく必要があると考えております。

国におきましても令和6年5月、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律を策定いたしまして、2040年に現行の6倍としていく野心的な導入目標を掲げるとともに、水素のコストダウンや拠点整備について支援を行うなど、積極的な推進を図る方向性を示しております。

また、自動車メーカーにおきましても新型の燃料電池システムの開発、またそれを活用した水素のコストダウンを実現させた上での次世代モデルのバス、トラックを令和9年度を目途に市場投入する予定と聞いております。

本県におきましても、そのような国やメーカーの動きを注視しながら、まずは民間事業者主体での商用車導入、特に運輸物流部門で脱炭素推進に寄与する水素モビリティの導入促進に向けまして、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

まず本年3月には、県内水素関連事業者や県内ディーラーの皆様、また物流事業者の皆様にご参加いただきまして、新たに勉強会を立ち上げさせていただいたところとございまして、去る11月18日には四国経済産業局や国の重点地域に選定されました兵庫県にも参加いただきまして、水素の現状や今後の取組の方向性、そして関係機関相互の連携強化に努めたところとございます。

また、年度内には機運醸成を図るセミナーの開催も予定しておりまして、引き続き水素事業に取り組む県内事業者の輪を広げながら、需要・供給両面から水素の普及拡大を図るべく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

水素ステーションは固定式と移動式とがあり、移動式のほうが安くできると書いているのですけれども、規模にもよるが、大体幾らぐらい掛かって、固定式は昔に聞いた時は1億円ぐらいというふうな記憶があるのですけれども、とにかく水素ステーションを造っていかなければ、県民の方も車は買わないですね。車を買ったけど、入れる場所が不便な所だったら買わないので、これはやはり、国からの補助金とか助成金があるのでしょうか。

是非やりたいと言って、有効にそれを使って、当初に言っていたように、県南には造る、西部にも造るというふうに、まず造っていかなかったら目標どおり県民の方も車を買ってくれません。

だから是非、水素ステーションを造っていくんだということで頑張っていたきたいと思えます。今現在、全国的に水素ステーションはどのぐらいの数ができているのか、分かりますか。

徳島県としても、ここ二、三年の間に2か所造りたいとか、そういう積極的な目標が要

と思うのです。先ほど2030年までのことを言われましたけれども、そうしないとなかなか難しいのではないかと思いますので、少なくともあと2年ぐらいの間にはこれは完結したいという目標を持ってやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、水素ステーションの整備につきまして御質問を頂きました。

まず本県におきましては、水素に関して徳島県GX推進計画の中でも、まずは他県に先駆けて整備、導入した水素ステーションや燃料電池バスを活用した普及啓発というところでスタートさせていただいておりまして、具体的な数値目標につきましては、この徳島県GX推進計画の中では設定していないところでございます。

ただ、県が商用車の導入を進めていく上では当然、現行ある水素ステーションの効率的な運用も必要でございますし、あわせて、西部、南部の水素ステーションにつきまして、いろんな水素ステーション整備事業者の方に整備に向けた課題や施策の在り方でありませうとか、また実際にコストのお話もございましたが、固定式の水素ステーションであれば約3億円であったり、移動式のステーションであれば1億円から2億円であったりとか、やはりコストが掛かって、国の補助金がなければなかなかできないところでございます。

その辺のコスト削減に向けた効率的な運用方法につきましても水素関連事業者や関係団体との意見交換に努めまして、どのように進めていくべきか、何より水素の需要創出と、そのための供給体制の整備は両輪で進めていく必要があると思っております。その点につきまして、関係者と共にしっかり課題解決が図られるように意見交換してまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

引き続き頑張っていたきたいと思えます。

近藤諭委員

私からは、2点質問させていただきます。

まず、先週の岡本副委員長の代表質問でも取り上げられましたが、交通系ICカードの普及に向けた取組について、お伺いさせていただきます。

来年3月に県内の主要路線バスで導入される交通系ICカードの導入効果を高めるためには、県民の皆様にとりだけ普及できるかがポイントだと思います。

改めて、現在の普及に向けた取組を教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま近藤委員より、交通系ICカードの普及に向けた取組について御質問を頂きました。

先日の岡本副委員長の代表質問で御質問いただき、御答弁させていただいたところでございますが、来年3月のICOCAの利用開始を見据えまして、県民の皆様へのICカードの普及を図るために、現在、バス事業者と共に紙の定期券のICカードへの切替えやカードの購入やチャージが可能な場所などの周知を図るとともに、デモ体験ができる車両を使い

まして大型商業施設でのイベント、それからバス通学生が多い学校などでICカードの利便性を体感いただくICOCA体験会を順次開催してございまして、一昨日の土曜日には、ゆめタウン徳島で体験会を開催しまして、多くの方にその利便性を体感いただいたところでございます。

加えまして来年2月には、徳島市と連携して店舗利用型のパーク・アンド・ライドの新規利用者の獲得に向けまして、ICOCAプレゼントキャンペーンを予定しているところでございます。

来年3月17日の利用開始に向けまして、引き続きバス事業者や関係自治体と連携しまして、県民をはじめ来県者の皆さんに丁寧に普及してまいりたいと考えてございます。

近藤論委員

先日の代表質問では、JR四国にも交通系ICカードの導入を要請していくという答弁がございました。

JR四国にICカードが導入されることで県民の利用性は一層広まり、本県で増加しているインバウンドをはじめ、県内外から来訪される皆様の利便性が更に高まると思います。県では当然、これまでもJR四国に対してICカードの導入を要請されているものと思いますが、今後JR四国にどのように求めていくのか、JR四国のキャッシュレス決済の現状も含めて教えてください。

橋本交通政策課長

ただいま近藤委員より、JR四国におけますキャッシュレス決済の現状、それからICカードの導入に向けた要請について御質問を頂いております。

JR四国のICカードの導入状況につきましては現在、香川県の一部エリアで利用が可能となっておりますが、国からの経営安定基金による鉄道経営となっておりますが、国から経営面のコストダウンを求められている状況下では、四国内での導入拡大は厳しい状況とお聞きしております。

こうした中、JR四国ではキャッシュレス決済の取組としまして、乗車券や定期券がスマホで購入できる、しこくスマートえきちゃんというチケットアプリを導入してございまして、普通列車の乗車券であったり特急列車の乗車券、それから通勤や通学定期券がスマホから購入できるサービスは始まってございます。

一方で、近藤委員がお話しのように、今後JRにもICカードが導入されますと、間違いなく県民や来訪者の更なる利便性が向上されますことから、主要路線でのICカードの導入効果にも大きくつながるものと考えてございます。

JR四国に対しましては、これまでもICカードの導入を都度要請してございますけれども、今回の主要バス路線での利用開始を契機としまして、改めて導入を要請することとしておりまして、近日中にJR四国の本社に伺うこととしてございます。

また、県においてはICOCAの利用開始に合わせ、JR四国のチケットアプリでも周知いたしまして、県のホームページ等々を使いまして、県民の皆様にそういった利便性が伝わるように啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

今後におきましては、3月の主要バス会社のICカード導入は大きな事業でございまして

ので、この効果が高いものとなるよう、引き続き交通事業者と共に取り組んでまいりたいと考えてございます。

近藤諭委員

JR四国ではキャッシュレス決済による利便性を図るために、既にしこくスマートえきちゃんというチケットアプリを導入されているので、今すぐにICカードを導入するのは難しいかもしれませんが、四国以外の地域ではICカードは当たり前のサービスとなっており、県としてもしっかりと要請してもらいたいし、香川が導入して徳島が導入できていない、香川が導入して高知が導入できていないという感じではおかしいと思いますので、これからもしっかりと導入の要請をお願いいたします。

続いて、人権問題についてお伺いいたします。

インターネットやSNSの普及に伴って、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、子供も対象となり得るネット上のいじめ、また特定地域を同和地区であると指摘するような投稿など、インターネット上で人権に関わる様々な問題が発生しております。

県では、県民のインターネット上での人権侵害に対する意識について、どのように認識しているのか教えてください。

山田多文化共生・人権課長

近藤委員より、インターネット上での人権侵害に対する県民の意識について、県はどのように認識しているのかという御質問を頂いております。

昨年度、県が実施いたしました人権に関する県民意識調査の結果によりますと、人権問題について関心のある項目として、インターネット上の人権侵害を挙げたのは531人の回答者のうち49.3%に上り、最も多くなっております。

また、国が令和4年に実施いたしました人権擁護に関する世論調査においても、インターネット上の人権侵害に関心があるというお答えが全体の53.0%、項目で全体1位となっております。

さらに、法務省の人権擁護機関が令和6年中に救済手続を開始したインターネット上の人権侵犯事件は1,707件で、救済手続件数全体の約2割に上っており、高水準の状態が続いているところでございます。

スマートフォンやパソコンが身近になった現在、徳島県民の皆様に限らず、全国的に見てもインターネット上の人権侵害への関心が非常に高く、またSNSやで各種サイトで自身の意見を簡単に発信できることから安易な書き込みが人権侵犯事件につながっている、このように認識しております。

近藤諭委員

インターネット上の人権侵害に対して県民が大きな関心を持っていることは、県も認識しているということですね。

パソコンやスマートフォンがこれだけ広く普及して、新たなサイトが次々と現れている中、県民の関心は更に高まるとともに、人権侵害事例の増加が懸念されると思われれます。

県では、インターネット上の人権侵害への対策のためモニタリング調査を行っているが、事業の内容やこれまでの成果、今後の取組について教えてください。

山田多文化共生・人権課長

インターネット上の人権侵害への対策のため、県が実施しているモニタリング調査についての御質問を頂きました。

県では、インターネット上の人権侵害の抑止や削減を目的としまして、平成30年9月から定期的なモニタリング調査を県の担当職員のほか、県内の大学生の協力を得まして実施しております。

インターネット上で人権侵害に関する書き込みを発見した場合、県から直接サイト管理者に向けて削除を依頼しており、事業開始から令和6年度までの間に1,071件の削除を依頼しまして、そのうち59.1%に当たります633件が削除されております。

地道な作業ではございますが、人権を侵害するような書き込みが減少するとともに、県全体においてインターネット上の人権擁護の機運が高まるよう、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

また、今年4月には、大規模な情報流通プラットフォーム事業者に対しまして、書き込みの削除を受け付ける窓口や、削除の可否を判断する基準の設置を求めます、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律が施行されております。この法律の効果を見極めながら取組を推進してまいります。

今後もインターネット上の人権侵害の抑止に向け関係する機関や団体と連携し、県や県立人権教育啓発推進センター、通称あいぽーと徳島が実施いたします人権啓発に関するイベントのほか、あらゆる研修の機会を通じまして、人権意識の醸成と人権侵害防止に取り組んでまいります。

近藤諭委員

今やスマートフォンは生活にはなくてはならない存在になっており、一方でその便利さや手軽さ、匿名性から安易に他人の人権を侵害する内容の書き込みをする事例は後を絶ちません。被害者の中には、その衝撃から通常の世界生活ができず、自ら命を絶ったり、罪を犯したりといった報道も見られております。

モニタリングには手間と時間が掛かると思います。また全てをカバーするものではないというのも十分に分かっておりますが、担当する人材を増やすとか、他県の先進的な取組を採用するなど、より効果的、効率的な事業の推進に努めることで、人権を侵害するような書き込みが少しでも削除され被害が減少するように、しっかりと取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

達田良子委員

今朝ほど御説明がありました日本語教育について、教えていただきたいという気持ちで質問させていただきます。

基本方針で、ダイバーシティとくしま推進方針には、徳島県の目指すべき姿として、多様な人材が共生し、交流し、活躍するとくしまが示されているとのこと。そして、外

国人の方が地域社会の一員として、日本人と共に活躍できる環境づくりにつなげていくということで書かれていて、そういうことをやって徳島県がずっとおりたい県として選ばれる場所になることを目指しますと書かれているんです。ですから、日本語教育というのは非常に大事な位置付けにあると思うんです。

在住外国人の方がどんどんと増えてきているということで見てみますと、令和7年1月1日の表が出ているのですけれども、ほとんどの方が、技能実習とか、特定技能をお持ちの方、そのほか就労している方、お仕事をお持ちの方なのですが、中には永住者もいらっしゃるということです。

徳島市がもちろん一番総数が多いのですが、家族滞在を見ますと、家族滞在は総数に比べて非常に少ない、0%のところもあるわけなんですけれども、御家族と一緒に暮らしていくような、徳島に呼んで、徳島で暮らしていきましようというような取組は、日本語教育と共にしていないのか、それともこれは、お仕事にいられて、何年かしたらお帰りになるという設定でされているのか、その点ダイバーシティとの関わりでお尋ねできたらと思います。

山田多文化共生・人権課長

達田委員より、家族滞在、外国人の方に御家族と一緒に県内に住んでいただくような施策は取っておるのかという内容の御質問を頂いております。

在留資格におきまして、家族と共に生活できる在留資格は、例えば留学であるとか、あるいは現在、特定技能2号と呼ばれるより高度なキャリアを持った方ですとか、幾らかに限られる状況でございますので、今現在、徳島県内に一番多い技能実習生の方は、これは御家族の方を呼んで一緒に住むことはできない、認められない在留資格となっております。

もちろん先ほど申しましたように、特定技能2号、つまりよりキャリアを持って高度な技術、あるいは日本語に関しても、よりりゅうちょうにお話ができる方がどんどん増えていってほしい、高度な人材に多く徳島県に住んでいただきたいという希望はございますけれども、今現在、そういう方を具体的にどんどん増やしていくという施策は、日本語教育の方針の中には、含まれてはいない状況でございます。

達田良子委員

どういう職種が県内にあるかということにも、大きく関わってくると思うんですよ。

特定技能が必要な職場が非常に多いところであれば、そういう方にずっと住んでいただけることになると思うんですけれども、日本の子供の将来のことと同じように比べてみましても、一般の職場で働く人、それから特定技能を持っている人というのは、それぞれ役割があって、お仕事をされるわけですが、外国人の場合は制度そのものが永住に向かないというふうになっているので、何年かいたら本国にお帰りになっていると思うんです。

将来的には、どういう職場であっても人手不足になってくると思うんです。だから特定技能を持っている方だけが人手不足かというと、絶対そうではないわけです。

いろんな職種で日本の人口がどんどん減って、人手不足になって立ち行かなくなるという中で、労働力が外国人材に求められるということは、あり得ることだと思うんです。

ですから、どういう状況になっても住みやすい徳島、そしてずっとここに住んでいたいと思えるような徳島になるようにしていかなければいけないと思うんです。

それで、ここに日本語教育の全般的な課題が出ていますけれども、学習機会が不足しているとか、日本語教室の開催場所や日時が分からないとか、日本人との交流や文化体験といった地域社会との関わりが少ないというのが、在住外国人の方から出ています。それから、市町村や地域の国際交流団体の方からは、日本語教育に携わる人材の不足、それから携わりたいけど高齢化してしまっていてという方、それから日本語教室を開いても経費が不足して運営に関する心配があること、それから関係機関と連携が十分できていないという課題が見えておりますよね。その課題を埋めるために、県や国がここに財政的な支援をするのが一番必要でないかと思うんです。

そういう点で、人材をつくっていくにしろ、場所を確保するにしろ、今現在、県から財政的な支援はどうされているのでしょうか。

山田多文化共生・人権課長

県から各日本語教室への財政支援ということで御質問を頂きました。

現在、県内では20か所の日本語教室が開催されておりまして、このうち15か所が徳島県からの委託という形で実施しております。委託費をお支払いしまして、その委託料で日本語教室を開催していただいております。

その委託料の額は、1教室を開催されておられる団体に対しては25万円、2教室を開催いただいているところには35万円という額でお願いしているところでございます。

各教室からは、もっと委託料が上がれば、もう少しいろいろ幅広く事業ができるのけれどもというお話も頂いているところです。

県といたしましては今後、できるだけ予算確保に取り組みまして、より多くの委託料という形でお支払いして、日本語教育の活動、あるいはそれに付随して、例えば文化交流イベントですとか、イベントを通じて日本語を学ぶことも、もちろん非常に大事なことだと思っておりますので、そのように努力してまいりたいと思っております。

達田良子委員

地域で暮らす在住外国人の方が増えてきますと、どこへ行っても外国人の方がいるという状況になってくると思うんです。例えば公民館活動なんかで、いろんな趣味のサークルとかをやっていますけれども、そういうところにもどんどん来ていただいて、一緒にサークルを楽しむというようなどころへ来てもらったら、日本語がしゃべれない方とどうやってコミュニケーションを取るんだという、来てもらったほうも困るということがあるかと思うんです。

そういう中で見ておりますと、この前もお聞きしたのですが、やさしい日本語の導入ということで研修会とか、それは特定の方に限られるのではなくて、いろんなサークルをやっている方とか、そういう一般の方がやさしい日本語を勉強して行って、在住外国人の方とも一緒に、そういういろんな趣味のサークルも楽しめるように、地域でできるようにしていったらいいのではないかと思うのです。

だから今、各公民館とかコミュニティセンターで、ダンスとか、踊りとか、生け花とか、

お茶とか、いろんなことをやっていますよね。そういうところにもどんどん入ってきていただいて、地域の方と一緒に、地域の言葉も覚えていっていただけるような体制ができれば一番良いと思うんです。

やさしい日本語の導入というのは、テキストがあるのですか。

山田多文化共生・人権課長

やさしい日本語のマニュアル、手引の存在ということで御質問を頂きました。

現在、徳島県独自には作っていないところですが、例えば国ですとか、あるいは他の自治体では作成しているところもございます。そういうものの活用、それから我々も今後、地元の言葉も含めまして整備できたらと思っております。

委員おっしゃるように、やさしい日本語でお話しすることで、日本語の勉強がまだ十分でない外国人の皆様と少しでもコミュニケーションが取れるようになってくると思いますので、例えば事業所ですとか、市町村等も我々は何箇所か回っておりますけれども、やさしい日本語の活用につきましてお勧めしている、そのようなことで引き続き、やさしい日本語の活用を推進していきたいと思っております。

達田良子委員

是非、徳島県版やさしい日本語のマニュアル本を出していただいて、事業所さん、それから各地域のいろんな活動をされている方が、どうぞ在住外国人の方に来てくださいと言って呼べるような、そういう状況にしていだけたら有り難いんです。

ある程度日本語を勉強してきましたという方もいらっしゃると思うんですけれども、徳島県に来たらいつも分からなかったという言葉もあると思うので、標準語と徳島県で分かる簡単な言葉も入った徳島県版のマニュアルを作っていだけたら、サークルを運営している方も、呼び掛けましょうということでできると思います。

是非、その辺は地域と一体になって、在住外国人の方と共に一緒に暮らしていきましようという雰囲気をつくっていただけたらと思っておりますのでお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

もう1点は、徳島県廃棄物処理計画素案が出されております。全部を見ていたらものすごく長くて、何章もありますよね、何ページもあるんです。ごみの処理ですけれども、家庭から出るごみ、それから事業系から出るごみで分かれておりますが、取りあえず今日は家庭から出るごみの処理についてお伺いしたいと思います。

素案第6章の中に県民の取組ということで、ごみ自体を出さないための暮らしの工夫が必要だと、とても大事なことが書かれております。グリーン志向消費の推進ということも書かれておまして、環境に配慮した消費行動であるグリーン志向の消費行動を推進しますと書かれているんですが、大人になって急にそうしなさいと言われても、なかなか生活習慣をぱっと切り替えられるのではないんです。ですから、ごみの出し方、ごみを出さない、そういう暮らしそのものを、やはり子供の時から身に付けていくのがとても大事ではないかと思うんです。

県民の取組の中で、とても大事なグリーン志向消費の推進とかは県民の意識に関わっておりますので、学校、それから幼稚園、保育所の頃からごみの問題に関心を持ってもらう

ような取組をしていくことが大事だと思うんですけども、大いに教育機関とも関わって、そして実現できるのではないかと思います。そういう意味では子供さんたち、高校生がやっているエシカル消費の大会なんかがよくありますが、それよりもっと小さな段階で、どういうふうな取組をされているでしょうか。

加藤環境指導課長

ただいま達田委員より、小さな頃からの環境教育ということで御質問を頂きました。

当然、その環境という部分において、小学生とか、そういった小さなお子さんの頃から学んでいくことが重要であると考えておりまして、県といたしましても、県が持っておりますエコみらいとくしまから出前講座という形で市町村、小学校とかを訪問いたしまして、そういう体験の場、交流の場、勉強の場を設けているところでございます。

実際は、ごみ行政、廃棄物行政、一般廃棄物については市町村の処理責任でやっておりますので、当然、各市町村の小学校、幼稚園等で総合的な学習等を利用して、そういった子供に対する環境教育が実施されているのも我々は聞いているところでございます。

引き続き、市町村としっかり連携をとって、そういった小さなお子さんの頃から環境のことを学び、グリーン志向で、どういう生活を築いていくほうが環境を保全できるようなリサイクルになったかということについて、我々もしっかり啓発していきたいと考えております。

達田良子委員

行政の取組がとても大事ですということで、関係機関や団体と連携した取組の推進と書かれているんです。大事な取組なんですよ。でも、この中に教育委員会とか、それから幼稚園、保育所とか、そういうところとの連携は書かれていないんです。

でも本当は、家庭内で小さい子供の時からそういうことを身に付けていくのはとても大事だと思いますので、その点も御配慮いただけたらと思います。

それから、食品ロスの削減ですが、家庭から発生する食品ロスの削減を推進するということなんです。

県下で食品ロスがどれくらいあるのかは、調べておられるんですか。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま達田委員より、食品ロスの県内の状況につきまして御質問を頂きました。

食品ロスにつきましては、消費者庁による直近、令和5年度の全国推計値で464万tの発生量となっております。これは国民一人当たりおにぎり1個分を毎日捨てている計算になるといわれております。

現状、本県における食品ロスの発生量につきましては、同じく令和5年度の推計値になりますけれども、国の推計方法に準じて推計しましたところ、事業系の食品ロスで約1万t、家庭系の食品ロスで約1.6万tとなっているところでございます。

達田良子委員

日本では家庭系、それから事業系、非常に多くの食品ロスが出ている。その一方で、世

界では飢えて苦しんでいる国もあるということですよ。

ですから、食品ロスを削減していくということで家庭でも気を付けて、調理の時にいろいろごみを出さないようにするとか、食べ残しをしないということも必要なのではないかなと思うんです。

それで、いつも思うんですが、忘年会とか新年会の季節になりましたら、立食パーティーとかが多いのですよね。いっぱい料理が並んでいたら、すごく豊かな気持ちにはなるんですけども、いつも食べ残しがあるんです。全部食べてしまったというのは滅多になくて、全部食べてしまったら、今日は料理が少なかったと言う方もおいでるんです。

ですから、そういう習慣そのものを見直していく必要があるのではないかな、一人一人が食べ切れるだけの分量を何かの形で出していくとか、そういうところでも工夫していく必要があるのではないかなと思うんです。非常にもったいないことをしていると思うんです。

身近なところから取り組んでいきますということですが、これも子供さんや地域の方にいろいろ御意見を伺って、食品ロスをなくすためにはどうしたらいいでしょうかという知恵を集めて、していくべきでないかなと思いますので、この点工夫していただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、ごみの有料化の推進ということが書いてあるんです。ごみ有料化を一層推進し、ごみの排出抑制に努めますと書いてあるんですが、県がごみの有料化を推進していくということでしょうか。それによって、排出抑制には、どれぐらい役立つのでしょうか。

加藤環境指導課長

ただいま達田委員より、ごみ有料化についての御質問を頂きました。

家庭から出るごみをどう有料化するかということで、多くの市町村でやっている手法としては、ごみ袋を有料で購入いただくということで、県内におきましては今年度5月1日の時点で既に18市町が有料化しておられます。

当然、ごみ袋の有料化ということは、ごみの量を減らすことでごみ袋の料金が安くなっていくことになりますので、それで排出が抑制されると考えております。

このことにつきましては、国が示しております廃棄物処理基本方針の中でも、経済的なインセンティブを活用した家庭ごみ、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきと示されております。

また、一般廃棄物処理有料化の手引きにおきましても、資源循環を通じた脱炭素にも大きな期待が寄せられており、国民にとって身近な廃棄物処理である家庭ごみ、一般廃棄物処理の有料化は、廃棄物の排出抑制や再生利用による資源循環推進のための有効なツールであるということで、国民の行動変容を促すこととして重要であると記載されておまして、ごみ処理における家庭ごみのごみ袋の有料化が有効であると国から示されているところでございます。

現在、有料化していない市町村におきましても、それぞれ各市町村のごみ処理の検討の会議の中では、既に将来的な有料化等についても検討の俎上となっているとお聞きしておりますので、県といたしましては国の方針を各市町村にお伝えしつつ、各市町村の計画づくり、今後の取組について注視していきたいと考えております。

達田良子委員

ごみの有料化は、ごみ袋の有料化ということなんですよね。有料ごみ袋にした場合に、ごみがこれくらい減るんですという根拠を出して、きちんと示すべきではないかと思うんですね。

県内の自治体でいいますと、有料ごみ袋にすることが首長選挙の争点になった所もありまして、そうしてもごみは減らないのではないかという議論もあるわけなんです。

ですから、有料ごみ袋がいいのか、普通の一般のスーパーで売られているごみ袋がいいのかは、飽くまでも市民の皆さんが選択すべきことだと思います。それが有料にしたら極端にごみが減りますという統計があるのであれば、そういうのをきちんと示していただくことが必要ではないかと思うんです。

ただ、そうしたからといって不法投棄なんかが増えたのでは困りますので、この中に不法投棄をなくしましょうという項目もございます。不法投棄といいましても家電とかを藪の中にぱっと捨てているところもあります。実は私は県道沿いで畑を耕しております。そうしたら、いつもペットボトルとか、空き缶とか、タバコの吸い殻とか、ポイポイ捨てられるんです。

でも、捨てられるのは草がたくさん生えているときに捨てられることが多い。畑をきれいにしていたら、余り捨てられないんです。それは多分、土手とか道端も同じではないかと思うんです。いつもその環境をきれいにしておくことが、ポイ捨てをなくす道にもつながるのではないかと思うんです。

ですから、ごみの不法投棄をなくしましょうと、同時に、県道とか堤防とか、そういう所の除草もきちんとやりましょうということと併せながら、ごみを少なくしていく方策が必要なのではないかと思いますので、いろんなところと連携しながらごみをなくしていく、不法投棄をなくしていくという対策を是非立てていただきたいと思いますので、それも是非よろしくお願ひしたいと思います。

今、県民ボランティアとか民間企業の方が、道の掃除とかをされているところがあります。私たちの地域でも、年に1回か2回、堤防の掃除もやっていました。一番最初は山のようにごみがありましたのが、段々減って少なくなってきました。きれいにしているとごみが減ってくるということですよ。

ですから、そういうところにも力を入れて、支援していただく方向で取り組んでいただけたらと思いますので、お願ひして終わりたいと思います。

梶原一哉委員

先ほどの達田委員の関連で、徳島県日本語教育の推進に関する基本方針ができて、今後、現場でこれがしっかり反映されるようにやっていかないといけないと思うんですが、先ほどもお話が出ましたが、外国人の方がアンケートで、日本人との交流や文化体験といった地域社会との関わりが少ないということで、関わりたい外国人の方もおられるし、全てが全てそうではないと思います。

また、8,900人余り外国人の方が徳島県に住まわれて、日本人の方ももっと交流したいと思われている人は結構多いので、先ほど達田委員も地域の様々なサークルとか、そうい

う交流の場に呼んであげるのもいいとか、それもいいと思うんですが、県としてもそういう外国人との交流の場をもっと積極的に設けていってはどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

山田多文化共生・人権課長

梶原委員より、外国人も参加されるイベントの実施という観点につきまして、お話を頂きました。

県では先日、11月29日に、公益財団法人徳島県国際交流協会が主催して、阿南市で外国人の方も含めた防災訓練の機会を持ちました。昨日も東北地方で大きな地震がございました。今後、南海トラフ巨大地震の懸念もございます。そのときに、外国人の方が災害弱者にならないように、少しでも対処できるような機会を持つということで、外国人の方も含めた防災訓練を実施いたしました。

先ほど達田委員からは、どちらかという文化的な取組でございましたけれども、そのように、日常生活という言い方が良いのか分かりませんが、防災に関する体験をしていただく。あるいは先ほど申しましたように、地域の国際交流協会の皆様に、非常に御協力いただきまして、例えば夏には、地元の阿波おどりへの参加、これから正月になりますとお餅つきをやったり、あるいは書き初めをしたりということで、外国人の皆さんと地元の皆さんが交流する催しも実施いただいております。

県といたしましても、県国際交流協会と共に、来年1月25日日曜日になりますけれども、外国人の方に講演を頂いて、日本人、それから在住外国人の皆様にも参加いただいての国際理解支援フォーラムの機会を設ける予定でございます。

このような機会を通じまして、在住外国人の皆さんと徳島県民の皆さんが交流できる、触れ合える機会をどんどん推進していきたいと思っております。

梶原一哉委員

しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、夜間中学のしらさぎ中学校も9か国20人以上の方が学ばれていまして、しらさぎ中学校でも地域住民の方との触れ合いということで様々なイベント等もやられているので、ああいったことは教育委員会ですけど、併せて発信していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、犬猫の殺処分ゼロの取組についてお伺いいたします。

今年の3月に、NPO法人ピースウィンズ・ジャパン、全国で有名な犬猫の保護団体ですけれども、そこと動物愛護・福祉の推進等に関する協定を締結しました。その後の活動の状況と、譲渡数の成果がこのように上がっているとか、その辺のことを教えていただければと思います。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、3月に協定を結びました、ピースワンコ・ジャパンを下部組織に持ちますNPO法人ピースウィンズ・ジャパンとの、締結後の活動状況と成果について御質問を頂きました。

本県ではこれまで収容された犬猫につきまして、県内ボランティア団体をはじめとしまして、関係者の皆様に御協力いただきながら譲渡の促進に取り組み、多くの助けられる命をつないでまいりました。

しかしながら、全ての犬猫の殺処分数ゼロを実現するためには、人慣れしておらず攻撃性のある野犬をいかに譲渡につなげていくかが大きな課題となっていたところでございます。

この課題を解決するため本年3月に協定を締結しましたNPO法人ピースウィンズ・ジャパン、さらには県内のボランティア団体と共に、野犬の人慣れ訓練の充実、全国レベルの譲渡ネットワークを活用した譲渡の拡大などを行うことで、目標達成に向けた取組を加速しております。

結果的に、本年度9月末現在の速報値としまして、昨年度1年間の譲渡頭数に近づく合計218頭の犬猫を譲渡し、そのうちピースウィンズ・ジャパンには91頭の犬を譲渡するなど、譲渡が進んでいるところでございます。

梶原一哉委員

218頭ということで、成果的にはかなりの成果が上がっていると思っています。

これはピースワンコ・ジャパンと、県内の保護団体の方がたくさんおられますが、そことの直接的な連携はあるのですか。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、ピースワンコ・ジャパンと県内団体との連携について御質問を頂きました。

県内団体が、直接的にピースワンコ・ジャパンへ譲渡するといった連携は今のところございません。

梶原一哉委員

飽くまで動物愛護管理センターを通しての活動ということですね。分かりました。

それと、全ての犬猫の殺処分数ゼロはなかなか大変な目標かと思うんですけども、確か私の記憶では、令和3年で260頭ぐらい殺処分されていたと思うのですが、ここ数年の殺処分数と、今後の見通しについて教えていただけますでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、犬猫の殺処分数の令和3年度以降の状況と今後の見通しについて御質問を頂きました。

令和3年度からの殺処分数につきましては、治癒の見込みがない負傷であるとか、感染症にかかっているといった動物福祉の観点から安楽死とした犬猫、さらに収容中に死亡した犬猫を含んだ合計で、令和3年度が269頭、令和4年度が288頭、令和5年度が296頭、令和6年度が325頭となっております。

また今年度は、9月末現在の速報値でございますが、治癒の見込みがない負傷、感染症など、動物福祉の観点から安楽死とした犬猫27頭、収容中に死亡した犬猫30頭を除きまし

た実質的な殺処分頭数がゼロで推移しているところでございます。

しかしながら今後、収容頭数の増加等も想定されますことから、殺処分ゼロの実現につきましては予断を許さない状況であると認識しております。

引き続き、譲渡団体、ボランティア、市町村などの関係者と連携しまして、譲渡頭数の増加、収容頭数の削減に努めていきたいと考えているところでございます。

梶原一哉委員

令和6年度は325頭でよろしいのですかね。分かりました。

では大体260頭ぐらいから、280頭、290頭、300頭ということで、段々増えているんですけども、これはどういう原因があるのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、殺処分頭数が増加している原因について御質問を頂きました。

増えている殺処分頭数の大半が、先ほど申しましたピースウィンズ・ジャパンとの提携に至った理由の一つであります野犬になります。

これまで様々な形で譲渡を促進してきたところでございますが、いわゆる攻撃性のある人慣れしていない野犬の割合がどんどん増えているところでございまして、致し方なく殺処分に至り、その割合が増えているところでございます。

梶原一哉委員

すると、野犬で人慣れ、訓練が難しいという分についてはピースワンコでも引き取っていただけないと、それが多数あるということではよろしいですか。

山本動物愛護管理センター所長

ピースウィンズ・ジャパンとの提携目的の一つに、野犬の訓練譲渡という大きな目的がございます。

さらに県内団体でも野犬の訓練につきまして、専門の資格を持っている方がおられますので、動物愛護管理センターで飼養訓練を委託しております公益社団法人徳島県獣医師会の職員にもトレーニングの仕方等を講習していただきながら、徳島県としても訓練譲渡をしていく、さらにピースワンコ・ジャパンと連携しながら、野犬を訓練譲渡していくことを目指しております。

梶原一哉委員

動物愛護管理センターでも野犬のトレーニングについて、トレーニングの専門資格を持つトレーナーの方から動物愛護管理センターの職員さんが訓練を受けて、野犬の訓練に取り組んでいるのは承知しておりますけれども、これもかなり頭数も多くて、ピースワンコさんでも受入れが限界に近付いているのですかね、その辺はどうなのでしょう。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、ピースワンコさんの状況について御質問を頂きました。

今現在、ピースワンコさんのほうは、譲渡は順調であると聞いておりますので、限界に近付いているというお話は、今のところ伺っていないということでございます。

梶原一哉委員

それを聞いて安心しました。

増えているので心配になりましたけれども、しっかり進めていただければと思います。

先ほどからお話が出ている野犬が多いのは、徳島は山も多いし、穏やかな気候なのが大きな原因かと思うんですが、今後の野犬に対しての対策は、何か特別なことは考えられているのでしょうか。

山本動物愛護管理センター所長

梶原委員から、野犬への対策について御質問を頂きました。

委員御承知のとおり、徳島県は穏やかな気候ということがございますが、一般的に西日本の自治体における野犬収容頭数は、東日本よりも相対的に多いという状況がございます。その原因の一つが温暖な気候と考えられております。

また、本県におきましては、温暖な気候に加えまして、野犬に餌を与える人が多い状況があり、栄養状態の非常に良い野犬が繁殖を繰り返しているという現状がございます。

野犬に餌を与える行為自体は法律的に禁じられてはおりませんが、結果的に不幸な命を増やすことにつながっております。

対策としましては、野犬の収容頭数が特に多い市町村と連携しまして、無責任な餌やり行為の禁止、生ごみなどの廃棄物の適正処理を啓発しております。また、餌やり行為を行う人に対しましては、本県が取り組んでいる人慣れしていない野犬の訓練譲渡について市町村と共に周知することによりまして、将来的に野犬保護の協力ボランティアとして活動するような行動変容を促しているところでございます。

梶原一哉委員

野犬の保護については非常に難しい部分があると思うんですが、今後も粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

今、県内の保護団体も様々な方がおられますけれども、新たにスペイククリニックを開設されたり、また、暑い日も寒い日も、捕らえて去勢手術をして放すというTNR活動、譲渡活動も様々涙ぐましい努力をいただいているので、動物愛護管理センターはこうした保護団体の方々の要だと思っております。

ですので、そうした保護団体の方々の声にしっかり耳を傾けていただいて、これからも連携をしっかり図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、海洋プラスチックごみについてお伺ひします。

令和2年10月に「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言が出されました。プラスチックごみゼロに向けて、環境首都とくしまとして県民、企業、団体、行政が一体となって行動していくと宣言されています。

この宣言から既に5年が過ぎたのですが、この間の各機関、行政や民間団体、県民もそうですけれども、取組の状況と、この5年間にこうした成果があったというのを教えてい

ただければと思います。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま梶原委員より、「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言の取組とその成果につきまして御質問を頂きました。

県におきましては令和2年度、プラスチックごみ削減に向けまして、事業者や民間団体、行政機関等が参加しております徳島環境サステナブルネットワークや一般社団法人徳島県産業資源循環協会、また特定非営利活動法人徳島県消費者協会など、関係団体と共に「プラごみゼロ」とくしまスマート宣言を行いまして、徳島の恵み豊かな環境を未来へ引き継いでいくため、プラスチックごみゼロに向け県民総ぐるみで行動していくことを宣言したところでございます。

その後、これまでの具体的な取組状況や主な実績といたしましては、まず趣旨に賛同いただける企業や団体、県民の皆様呼び掛けを行いまして、マイボトルやマイバッグの推奨、分別の徹底、清掃活動への積極的な参加など、それぞれがプラごみ削減の取組を進める決意表明として、私たちのプラごみゼロ宣言を行っていただいております。

これまで企業・団体で171社、個人で2万1,590人に登録していただいております。それぞれ実践をお願いしているところでございます。

また、プラスチック代替製品の製造や導入など、海洋プラスチック問題に対して県内事業者が行う取組につきまして県が広く発信し機運醸成を図る、プラスチックOURアクションにつきましても現在、65事業者に応募、実践いただいているところでございます。

ほかにも、エコみらいとくしまにおける出前講座、各種イベントにおける普及啓発活動、特に先般は、新たなプラスチックごみによる海洋汚染をゼロにしていく取組として有効な、海洋生分解性バイオマスプラスチックの利用を普及啓発するための県オリジナルの手提げ袋を作成いたしまして、各種イベントで配布するなど、様々な工夫を行いながら取組を進めているところでございます。

今後ともプラスチックごみ削減の取組について、関係者としっかり連携して進めてまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

県も様々な取組をされているのは私も承知しておりまして、マイバッグとかは本当に普及してきたということで、ああいう細かな取組でも県民にバーンと広がっていったら、これも全国的な広がりですけれども、こういうのが一番、運動論としてはいいのかなと思いますので、また工夫していただいで徳島県で発信できるような環境の取組をやっていただきたいと思います。

最後に、今年の10月18日に、とくしま自然観察の会の皆さんによって、台風で吉野川河口の干潟に流れ着いた流木とか大量のごみの撤去作業が行われました。とくしま自然観察の会のホームページを拝見すると、40人の参加者で2tトラック5台分が撤去されたと聞いておりまして、これも民間の団体の方で、本当に有り難い話だなと思っていますけれども、こうした活動について、県は支援というかバックアップが行われているのでしょうか。

加藤環境指導課長

ただいま梶原委員より、とくしま自然観察の会の吉野川河口干潟の流木処理について御質問を頂きました。

10月に実施いたしました、こちらの海岸の流木の処理につきましては、河川管理者であります国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所と連携して実施しているということで、流木の撤去は国土交通省の徳島河川国道事務所に対応したとお聞きしております。

とくしま自然観察の会の代表者の井口さんは、県が今設置しております海洋ごみのプロジェクトチームのメンバーとして、本年開催いたしましたチームの会合にも御参加いただき、こうしたとくしま自然観察の会の流木撤去の情報については、市町村をはじめプロジェクトチームのメンバーで情報共有し、先般ゆめタウン徳島で、県として海洋ごみの啓発の展示を実施したんですけれども、そちらでもこうした活動のパネル展示をさせていただいて、ボランティアの皆さんの仲間を少しでも増やす、募るということで、県としても側面的に支援しているところでございます。

また、海洋ごみの発生抑制対策といたしましては、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、県としては管理する河川や港湾等の海ごみの処理、また市町村が海ごみ処理を実施する場合に、地域の皆さんと協力して実施する活動にも、この支援の助成金を活用いただいているところでございます。

さらに本年、今は限定的にはなるのですが、2月末まで、海ごみのボランティアの方が集めたごみを処理するのに経費が掛かるとか、運搬するのに経費が掛かるというような御要望、お悩みもお聞きしておりまして、県としてそうしたボランティア団体の皆さんに支援する事業も新たに設けまして、今年度、来年の2月末までの活動事業について助成するというので今、県のホームページを通じて公募しているところでございます。

梶原一哉委員

集めたごみの処理費に、そうやって補助して差し上げるのは本当に大事なことだと思います。

皆さん、善意で吉野川を守ろうということでやっていただいているので、その方々に個人的な負担が極力掛からないようお願いしたいと思いますし、また、吉野川には絶滅危惧種のシオマネキ、あと渡り鳥もたくさんおりまして、私の住んでいる地域があんな近くなんです、本当に吉野川の干潟はすばらしいよねと。また小松海岸も市内からすぐのところであって、本当に徳島の自然はすばらしいよねということで、守っていききたいという方もたくさんおられますので、県もしっかり、これからもバックアップをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

立川了大委員

先ほどから日本語教育推進の話で外国人の方の話も出ていまして、多文化共生社会の実現ということで、福山委員からのお話の中で、10月時点の県内の外国人の方が9,190人とのことでありますが、外国人の方が増えてくる中で、私からは土葬についてお伺いさせていただきたいと思います。

近年、他県では日本で暮らす外国人の方から土葬の要望があると、報道とかの中で見聞

きしております。

日本では火葬が主流となっておりますけれども、キリスト教が多いアメリカやヨーロッパなどの欧米諸国、またイスラム教の各国では今でも土葬が主流であります。県内を見ても、外国人労働者の方が増えてきまして、今後、他県同様にこういった要望が出てくることも考えられるのではなかろうかと思っています。

現在、日本では、お亡くなりになると火葬が当たり前なんですけれども、過去には土葬していた時期もございます。

墓地、埋葬等に関する法律、これは昭和23年制定なんですけれども、総則第1条には、この法律は墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする、第2条に、この法律で埋葬とは、死体（妊娠4か月以上の死胎を含む）を、土の中と書きますけど、土中に葬ることをいうとされておりまして、この法律では、土葬について明らかに禁止されてはいないのですが、都市部では土葬自体が衛生上の懸念でありますとか、そもそも十分な土地がないという理由によって禁止している場所もございます。

こういったことでお伺いしたいのですが、土葬について、例えば墓地埋葬や火葬の許可は、今どのような状況になっているのか教えてください。

中村安全衛生課長

ただいま立川委員から、土葬について許可状況の御質問を頂いたところでございます。

御質問の許認可で申し上げますと、墓地、埋葬等に関する法律の中では大きく二つ、墓地経営の許可、それと火葬埋葬の許可がございます。

墓地経営の許可につきましては、元々県知事の権限となっておりますが、平成24年4月1日の第2次地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行によりまして、知事の権限が全ての市と移譲を希望する町村に移譲されてございます。

現在、墓地経営の許可につきましては、県の事務として管轄保健所において処理しているのは、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、東みよし町の10町村でございます。

また、火葬埋葬許可につきましては市町村事務となっておりますのでございまして、墓地に埋葬するためにはこの許可が必要となり、埋葬先の墓地経営者、例えば市町村や宗教法人が土葬を認めた場合には、土葬による埋葬許可が出ることとなります。

立川了大委員

埋葬許可は市町村が行っているということですけど、最近の土葬の状況について、どういった状況なのか教えてください。

中村安全衛生課長

ただいま立川委員より、最近の土葬の状況について御質問を頂いたところでございます。

厚生労働省の衛生報告例によりますと、令和6年度に全国で行われた埋葬のうち、土葬は0.02%、数にして383件でございます。

県内における土葬につきましては1件、率にして0.008%でございまして、これについて

ては地域の風習に基づくものと聞いてございます。

立川了大委員

県内では地域の風習に基づく土葬が1件のみということは分かりました。

いずれにしましても、他県の状況とかを見ていますと、これから外国人の方が増えてくるという状況を考えますと、やはり今後、本県においても同様の要望が出てくるということもあるかもしれません。

今の時点では、徳島県内の自治体でもこういった話は出てなかろうかと思いますが、そういう話が出てきたとき、県として市町村をサポートするという取組も必要になるかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

中村安全衛生課長

ただいま立川委員より、今後、県としてのサポートとか、そういった取組、どういったところがあるのかという御質問を頂いたところでございます。

埋葬許可につきましては、先ほども申し上げたとおり市町村事務ではございますが、県といたしましても全国会議や研修会などで最新の知識を習得して、全国の土葬の状況など情報の収集に努めながら、市町村や関係者へ情報提供してまいりたいと思っております。

今は具体的な事案がない状況でございますが、他県の動きや国の動向などアンテナを高くし、市町村に助言してまいりたいと考えているところでございます。

立川了大委員

僕も県内で何か土葬の問題があるというのはお聞きしていません。ただ、報道とかで結構ありましたけれども、大分県日出町は土葬墓地の計画の賛否が首長選での争点になり、反対派の町長さんが当選されたとか。近いところだと宮城県の知事選挙でも、知事さんは土葬の推進を撤回されましたけれども、土葬については非常に繊細な部分があると思っています。

埋葬というか、墓地のことですとか、生活に直結する問題だと思いますので、徳島県も決して対岸の話ではないと思っています。

なので、アンテナを高くして国や他県の状況など、情報収集して、市町村をサポートというか、しっかり努めていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思っています。

古野司委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で生活環境部・労働委員会関係の調査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時33分）